

今後の血液製剤の適正な使用の推進等を検討する際の参考とさせていただきたいと思
います。貴重な御意見をありがとうございました。

<第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項>

【意見】

400 ミリリットル献血の採血基準に限定した見直しを行うこととしているのか。
400 ミリリットル献血は現在 18 歳以上という採血基準だが、200 ミリリットル献血
と比較し、400 ミリリットル献血では事故の発生率が高いのではないかと思うので、
これを引き下げるべきではないと考える。

【考え方】

採血基準の見直しの検討は、400 ミリリットル全血採血のみではなく、200 ミリリット
ル全血採血及び成分採血を対象として考えております。400 ミリリットル全血採血の対
象年齢については、研究報告等の資料に基づいて、今後、検討することとしています。

【意見】

血液製剤に関する表示について、国内の製品と海外の製品を区別するのであれば、
採血国を表示することで十分ではないか。

【考え方】

血液製剤による HIV 感染などの過去の苦難の経験から、特にユーザー側である患者よ
り、どこでどのように採血された製剤であるかを知りたいという要望があり、患者又は
その家族の選択の機会を確保するため、2002年の薬事法・血液法の改正法案に対す
る国会の附帯決議として、血液製剤に採血地のほか「献血」又は「非献血」の区別を表
示することとされました。この附帯決議を受け、政府として、当該表示義務を法令上規
定し、その運用を行っているところです。

「献血」又は「非献血」の表示は当該血液製剤の安全性の優劣を示すものではなく、
患者又はその家族の選択の機会を確保するためのものであることについて通知すること
等により周知を行っているところです。

【意見】

欧米で開発される血漿分画製剤に係る新しい診断・治療の技術を日本でも入手でき
る環境づくりを検討すべきではないか。

【考え方】

今後の血液製剤の研究開発への取組を検討する際の参考とさせていただきたいと思